

小林委員（自民議連）

平成 31 年 2 月 27 日  
教育長答弁実録  
（教育委員会）

（問） 県費負担教職員制度の新制度への移行を判断したタイミングについて

「県費負担教職員制度」については、異なる立場から賛成・反対それぞれの様々な意見があったため、10年以上の年月をかけて注意深く議論されてきたと聞いているが、なぜ平成29年4月というこのタイミングで文科省は新制度への移行を認めたのか、教育長に伺う。

（答）

指定都市に係る県費負担教職員の給与負担につきましては、任命権者が指定都市、給与負担者が道府県という「ねじれ」状態があり、その解消が課題となっておりました。

このため、平成20年に、政府の「地方分権推進委員会」から指定都市における任命権者と給与負担者のねじれを解消し、一致する方向で検討する旨の方針が示され、さらに、平成25年3月に閣議決定された「義務付け・枠付けの第4次見直し」により関係者の理解を得て、速やかに結論を出したうえで、道府県から指定都市へ移譲するとされたところでございます。

こうした経緯を経て、平成26年5月に、第4次地方分権一括法が成立し、指定都市に事務移譲されることとなったと承知しております。